

審査基準

令和7年6月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第9条第4項
処分の概要：特定遊興飲食店営業の許可証の書換え
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">○ 風営適正化法<ul style="list-style-type: none">第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え）○ 風営適正化法施行規則<ul style="list-style-type: none">第1条（書換え申請書の提出）第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準： <p>判断の基準は、法令の定めによる。</p>
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：